

請求の手続

- 1 公務(通勤)災害の認定請求
- 2 療養補償の請求
- 3 完結・治ゆ報告

令和7年6月
地方公務員災害補償基金沖縄県支部

1 公務(通勤)災害の認定請求

認定
請求

療養補償の
請求

完結
治ゆ報告

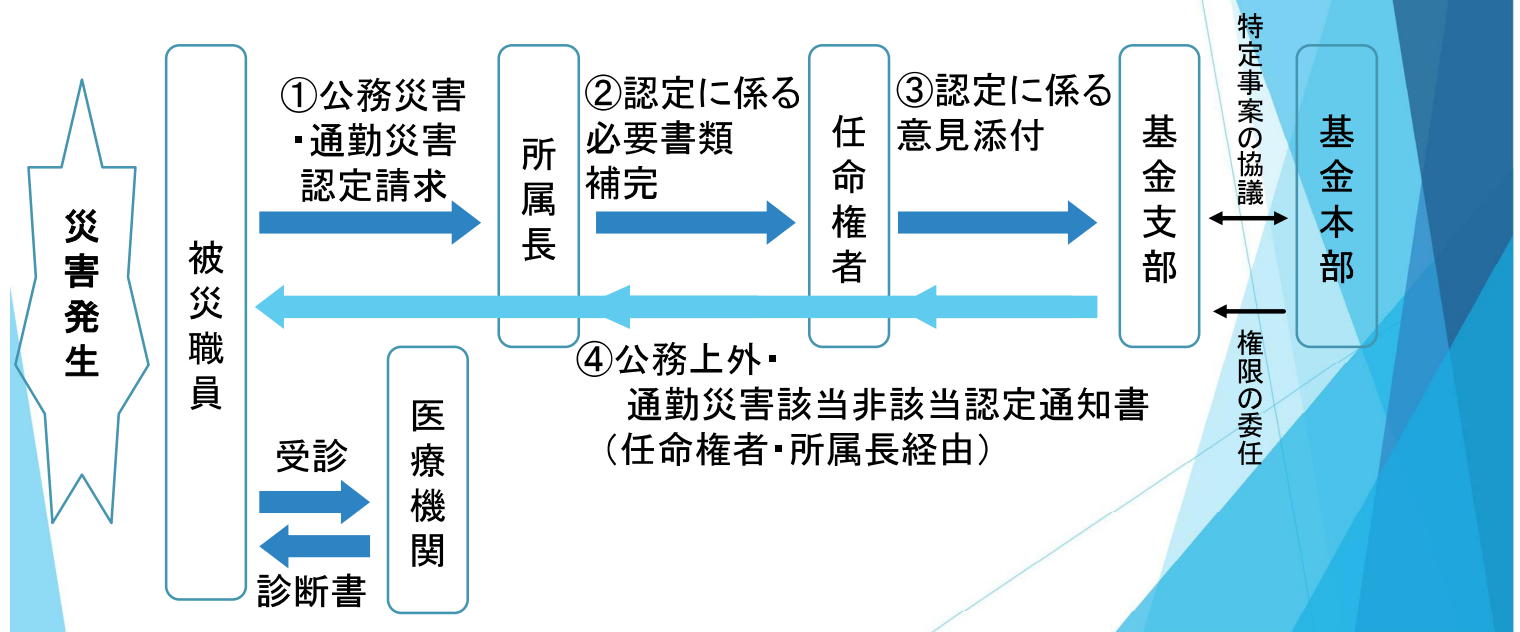
公務(通勤)災害が発生したら・・・

医療機関に、
14頁「災害発生証明書」
を提出する

- ①すぐに医療機関を受診する
 - ・認定請求用の診断書を書いてもらう。(支払は保留)
 - ・受診医療機関には、公務災害認定請求を行うことを伝え、医療費の支払を保留してもらう。すでに支払っている場合でも返金が可能であれば、返金してもらう。
 - ・原則として **組合員証(保険証)は使用しない。**
- ②所属、任命権者に報告する
- ③公務(通勤)災害認定請求書を作成し
- ④任命権者経由で基金支部に提出する

1 公務(通勤)災害の認定請求

(1) 事務のながれ



1 公務(通勤)災害の認定請求

(2) 必要な書類

- ①公務災害認定請求書/通勤災害認定請求書
- ②診断書
- ③現認書又は事実調査書
- ④現場見取図
- ⑤災害発生状況図(災害発生状況写真)
- ⑥出勤簿の写し
- ⑦事務分掌の写し(担当職務が記載されているもの)
- ⑧利用目的の明示
- ⑨同意書
- ⑩公務災害・通勤災害認定請求チェックシート
- ⑪その他 事案ごとに必要な書類

写しには、
所属長の原本証明が必要

15頁「認定請求に必要な
書類一覧」を参考にする

1 公務(通勤)災害の認定請求

(3) 認定請求書

年月日欄はすべて、和暦(昭和/平成/令和)表記

- ☑請求年月日は、被災職員が所属に請求書を提出した日
 - ・任命権者から基金支部へ提出した日ではない。
- ☑傷病名は診断書に合わせる
 - ・認定請求書に記載のない傷病名は、認定請求の対象とならない。
- ☑災害発生状況はできるだけ詳細に
 - ・被災時の状況がイメージできるような文章を記載する。
 - ・記載時のポイントは以下のとおり。

組合員証(保険証)の使用状況も忘れずに

- ①いつ ②どこで ③誰と ④何をしていたとき ⑤何が原因で ⑥何が起き
- ⑦身体の中の部位を ⑧どのように負傷し ⑨被災職員はどんな様子で
- ⑩どの医療機関を受診し ⑪どんな診断を受けたか

1 公務(通勤)災害の認定請求

(4) 診断書

- ☑記載が必要な項目
 - ①傷病名及び傷病の部位 ②負傷(発病)年月日 ③初診日
 - ④入院(通院)期間 ⑤療養のため就業できない期間(見込)
 - ※複数の病院を受診した場合でも、傷病名が同一であれば、1つの病院から取得すればよい。
- ☑診断書料(基金提出分・1通分のみ)は療養補償の対象
 - ・基金支部に原本を提出する場合の診断書料(1通分のみ)は、療養補償の対象となるため、支払は保留してもらう。
 - ・診断書を公務(通勤)災害の認定請求以外の目的で取得する場合は、補償対象外。

1 公務(通勤)災害の認定請求

(5) 現認書又は事実調査書

☑どっちで提出すればいい？

→こんなときは「現認書」

- ・現認者(実際に見ていた人)がいる場合
※現認者は同僚職員でなくてもよい
- ・実際に見た状況を、客観的に詳しく記載する。

→こんなときは「事実調査書」

- ・現認者がいない場合
- ・**調査者は所属長**とし、報告を受けた内容を詳細に記載する。

1 公務(通勤)災害の認定請求

(6) 現場見取図

☑災害発生現場の位置関係を明確に

①経路図兼現場見取図

- ・災害発生現場の所在地を記入する。(地図を貼ってもよい。)
- ・出張の場合は、地図に経路を朱書きする。

②現場詳細見取図

- ・建物平面図で、災害発生現場を朱書きで示す。
- ・現認者がいる場合は、被災職員と現認者の位置関係を明示する。
- ・傷病部位を簡単に図示する。

1 公務(通勤)災害の認定請求

(7)災害発生状況図(災害発生状況写真)

☑できるだけ詳細かつ具体的に

- ・受傷の状況、受傷部位が詳細にわかるような絵図を記載又は再現写真を貼付し、状況説明を付記する。

- ・どのような動作(受傷時の体勢等)で、身体のどの部位を痛めたか分かるように記載する。

- ・起因物が機械等の場合は、災害発生状況図に加えて、起因物の写真を提出すること。

1 公務(通勤)災害の認定請求

(8)出勤簿の写し、事務分掌の写し

写しは、すべて
所属長の原本証明
が必要

☑勤務時間(通常、時間外)の確認

- ・被災時が時間外勤務中である場合は、時間外勤務命令簿の写しも提出する。

- ・時間外勤務命令簿が提出できない場合は、時間外勤務命令の証明(任意様式。記載事項は以下のとおり。)を所属長名で作成し提出する。

①氏名 ②命令年月日及び時間 ③勤務内容 ④時間外勤務命令簿を提出できない理由

☑担当職務(通常、臨時)の確認

- ・被災時の職務が臨時に割り当てられたものである場合は、その職務及び理由を記載し、客観的証明となる資料を提出する。

1 公務(通勤)災害の認定請求

(9) 利用目的の明示、同意書

☑なぜ提出するの？

①利用目的の明示

・基金は、個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示することとなっている。(「地方公務員災害補償基金の保有する個人情報の保護に関する規程」(平成17年3月29日地基規程第5号))

②同意書

・認定事務にあたり、医療機関や共済組合又は健康保険組合等から個人情報を取得するために必要

1 公務(通勤)災害の認定請求

(10) その他 事案ごとに必要な書類

写しは、すべて
所属長の原本証明
が必要

①通勤災害:通勤届の写し及び経路図

②変則勤務の場合:勤務シフト表の写し及び勤務時間に関する規程等 (交替勤務の時間 が表記されているもの)の写し

③常勤的非常勤職員の場合:辞令の写し、過去1年以上の出勤簿等の 写しなど常勤的非常勤に該当することを証明する資料

④血液による汚染事故(針刺し、血液の付着等):被災職員及び汚染血液(患者)の血液検査結果

⑤行事实施中の場合:計画書や実施要領等、実施主体や目的、内容を 証明できる資料

⑥訓練中の場合:訓練記録簿の写し

あくまでも例示。適宜、15頁「認定請求に必要な書類一覧」や基金支部からの指示を参考にする

2 療養補償の請求

認定請求

療養補償
の請求

完結
治癒報告

公務(通勤該当)の災害と認定されたら・・・

療養補償の請求を行う

公務(通勤)災害認定通知と併せて補償関係の書類を送付するので、速やかに、医療機関で手続きを行う

療養補償は、

☑公務(通勤)災害と認定された傷病に対して必要な療養が対象

☑健康保険の適用対象外となる内容は原則として対象外
原則、医学上又は社会通念上必要かつ相当と認められるものが対象

2 療養補償の請求

(1) 現物補償と金銭補償

☑補償実施には2つの方法がある

①必要な療養を行う・・・・・・・・・・現物補償

②必要な療養の費用を支給する・・・金銭補償

☑現物補償と金銭補償の違い

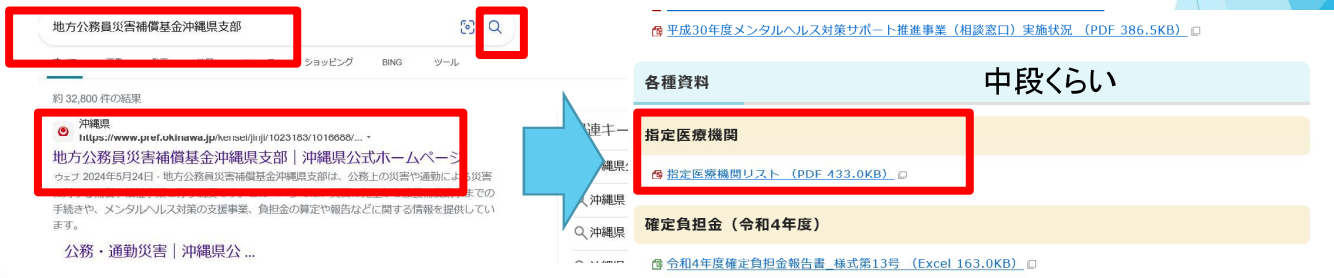
種類	医療機関	使用する 請求書	手続きの回数 提出先
現物 補償	指定医療機関	療養の給付請求書 (様式第5号)	原則1回のみ(指定医療機関を変更する際はその都度) 医療機関に提出
金銭 補償	指定医療機関 以外 ※薬局等、自己負担、 受領委任を含む	療養補償請求書 (様式第6号)	療養の費用を受けようとする都度 任命権者経由で 基金支部に提出

2 療養補償の請求

(2) 指定医療機関

☑ 指定医療機関とは基金があらかじめ指定した医療機関
・基金があらかじめ指定した病院等で被災職員が療養を受けた場合は、これに要した費用を、基金と指定医療機関等との契約に従って、直接基金が指定医療機関に支払う。

☑ 沖縄県支部指定医療機関は沖縄県支部ホームページで確認



2 療養補償の請求

(3) 療養補償の範囲

次に掲げるものであって、療養上相当と認められるもの

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑥ 移送

○地方公務員災害補償法(抄)

第26条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合においては、療養補償として、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。

第27条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであって、療養上相当と認められるものとする。

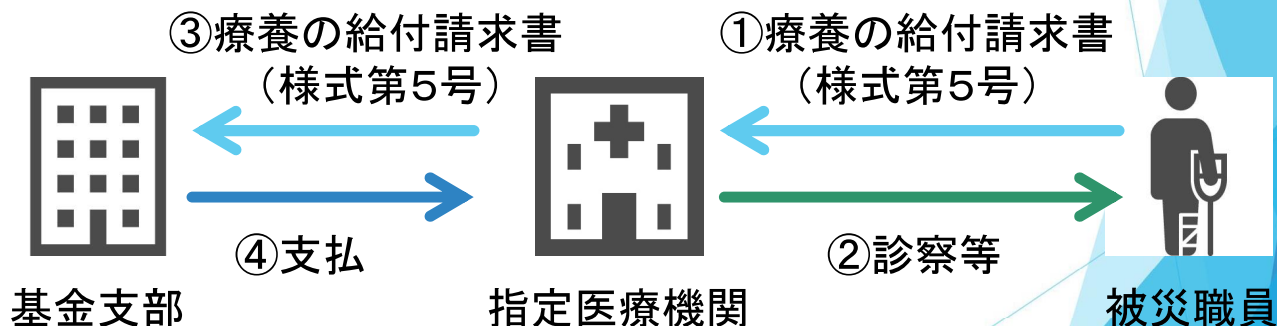
一 診察 二 薬剤又は治療材料の支給 三 処置、手術その他の治療 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 六 移送

2 療養補償の請求

(4) 療養補償のながれ

①様式第5号を使用する場合 (療養の給付請求書)

「療養補償通知書」は
任命権者・所属長経由で
被災職員に交付

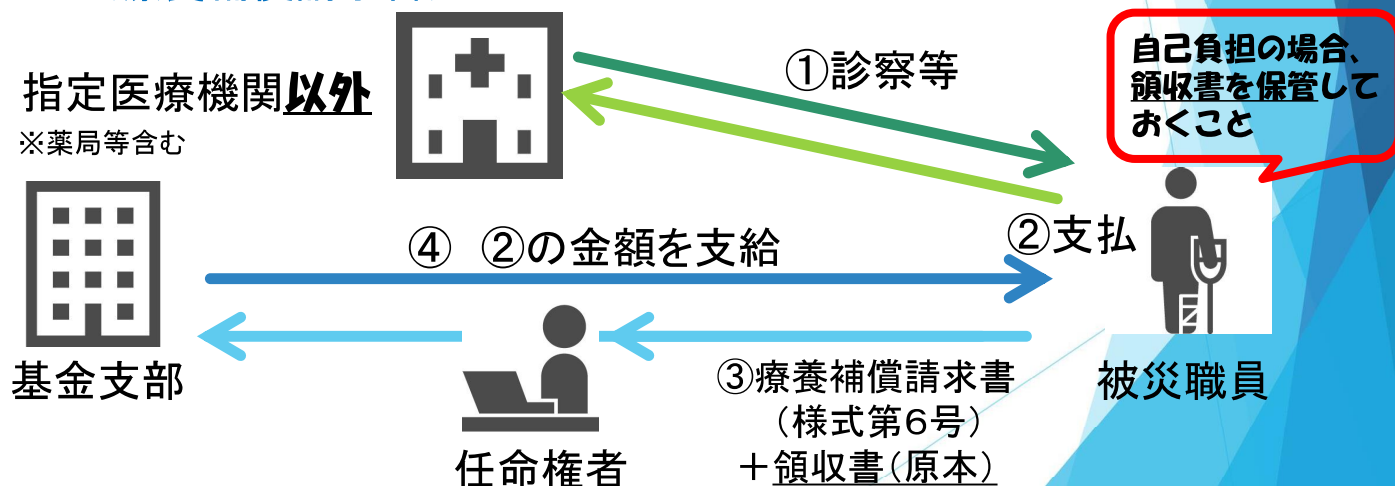


2 療養補償の請求

(4) 療養補償のながれ

②様式第6号を使用する場合【本人請求】 (療養補償請求書)

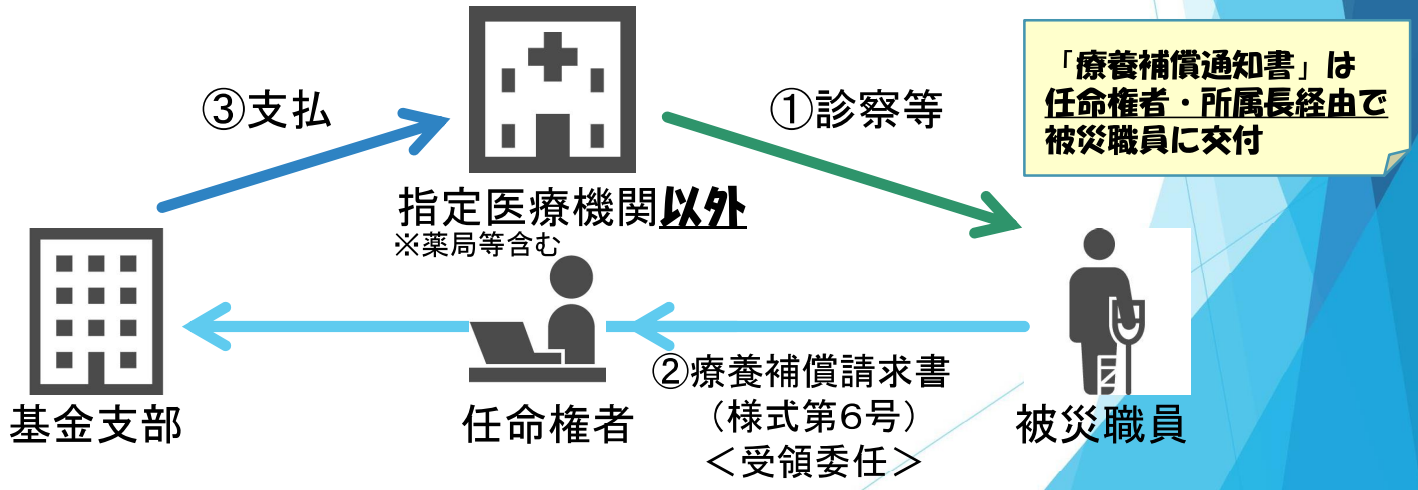
「療養補償通知書」は
任命権者・所属長経由で
被災職員に交付



2 療養補償の請求

(4) 療養補償のながれ

③様式第6号を使用する場合【受領委任】 (療養補償請求書)



2 療養補償の請求

(5) 時効

☑療養補償の時効の期間は2年間

出所:「令和6年度版 災害補償のしおり」17頁

補 償	時効の起算日	期 間
療養補償	療養の費用の支払義務が確定した日の翌日	2年間
休業補償	療養のため勤務することができず、給与を受けない日の翌日	2年間
障害補償(年金・一時金)	負傷又は疾病が治った日の翌日	5年間
介護補償	介護を受けた日の属する月の末日の翌日	2年間
遺族補償(年金・一時金)	職員が亡くなった日の翌日(一時金は、遺族補償年金を受けている方が年金を受けられなくなった日の翌日)	5年間
葬祭補償	職員が亡くなった日の翌日	2年間

上記にかかわらず、時効により補償を受ける権利が消滅する前に、基金に対して公務(通勤)災害の認定請求を行った場合の時効の起算日は、基金が公務(通勤)災害の認定を行ったことを知り得た日の翌日となる。ただし、その日が表の「時効の起算日」に掲げる日以前のときは、「時効の起算日」に掲げる日が時効の起算日になる。

3 完結・治ゆ報告

認定請求

療養補償
の請求

完結・
治ゆ報告

治ゆ（症状が固定）したら・・・

**忘れず、
速やかに提出を！**

「治ゆ報告書」を任命権者経由で基金支部に提出する
基金支部にて「治ゆ認定」→完結

☑療養補償は傷病が治ゆするまで行う

・治ゆ日後に行われる治療等は療養補償の対象外（治ゆ後の治療等はアフターケアなど福祉事業の対象となる場合あり）

3 完結・治ゆ報告

(1) 治ゆ（症状固定）とは

☑完全に治った場合だけではない

・公務災害における「治ゆ」とは、完治・全治だけでなく、症状が固定し、もはや医療効果が期待し得ない状態も含む。（症状固定）

☑対症療法とは

・表面的な症状の消失、緩和を目的とする治療法をさす。
・傷病の症状が、投薬・理学療法等の治療により一時的な回復が見られるに過ぎない場合（対症療法）は、症状が固定している（治ゆしている）ものとする。

**※対症療法は、地方公務員災害補償制度における
「療養」ではない**

3 完結・治ゆ報告

(2) 治ゆ報告書

☑ 治ゆ認定後は、療養補償は受けられない

治ゆ日＝最終受診日とすべき

- ・同一の災害により2つ以上の傷病が認定された場合、その全部が治ゆしたときに提出する。
- ・治ゆ認定後の対症療法に対しては、組合員証（保険証）を使用できる。

☑ 治ゆ後の補償

- ・障害を残して治ゆした場合、障害補償やアフターケア等の補償、福祉事業を受けられる場合がある。
- ・傷病が再発した場合は、再び補償を受けられる場合がある。（再発として認定請求を行う必要がある）

3 完結・治ゆ報告

(3) その他の報告

① 公務災害防止対策実施報告書

- ・任命権者は、公務災害が発生した場合には、同様の災害が発生しないよう原因の追究や対策を講じる必要がある。
- ・公務（通勤）災害認定通知と併せて報告書の作成依頼及び様式を送付するので、任命権者は、当該通知受理後1か月以内に基金支部に提出する。**※実施年月日は具体的に記載すること。**

② 療養の現状報告

- ・療養開始後、1年6か月を経過した日において、当該傷病が治ゆしていないときは、その日から1か月以内に、傷病の種類、現状及び今後の見込み等を記載した報告書を任命権者経由で基金支部に提出しなければならない。

ご清聴ありがとうございました

様式や記入例は、
沖縄県支部ホームページに掲載しています



ご活用ください

地方公務員災害補償基金沖縄県支部

お知らせ

制度

地方公務員等が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に際して、被災した職員や職場の事務担当者は内容をよく確認し申請を行ってください。

このページでは、地方公務員災害補償基金沖縄県支部が実施する、公務災害の発生から療養補償請求までの流れを案内しております。

- 認定請求および補償請求の流れ（まず最初にご確認ください）（PDF 83.6KB）
- 公務・通勤災害
- 補償

対象となる職員について

補償関係

認定請求の方法

- 各職場の担当者や認定請求を行うとする職員は、以下の内容を確認してください。
- また、各職場の担当者は基金に提出する際、必ずチェックシートを確認し提出してください。
- 手続きについて（PDF 165.5KB）
- 提出先や問い合わせの流れ（PDF 94.3KB）
- 必要な書類一覧（PDF 132.7KB）
- チェックシート（PDF 300.4KB）

必要な書類の様式と記入例

- 認定請求および補償請求の流れ（まず最初にご確認ください）（PDF 83.6KB）
- ※年月日の記載には元号を用いください。

災害発生証明書

- 災害発生証明書 様式（Word 31.0KB）

公務災害認定請求書（両面印刷して下さい）

1. 共通組合証を使用又は不使用により、自己負担分がある（PDF 96.6KB）

受診した病院等が非指定医療機関である場合

- 2. 診療費の支払いはしていない（病院等が請求を保留している）（PDF 109.0KB）
- 2. 共通組合証を使用又は不使用により、自己負担分がある（PDF 96.6KB）

薬局で受けた薬剤等の費用について

- 支払いはしていない（薬局が請求を保留している）（PDF 104.2KB）
- 共通組合証を使用又は不使用により、自己負担分がある（PDF 96.6KB）

その他

- 補償料、郵送費等の自己負担した費用について（PDF 92.2KB）

必要な書類の様式と記入例

療養の給付請求書（様式第5号）